

随意契約理由書

件名	畑の辻緑道流れ補修工事
契約の相手方	芦田工業株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項8号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>当案件は、令和元年12月6日に開札を行う制限付一般競争入札に付したが、入札者がなかった。 本工事は、公園敷である畑の辻緑道の流れ施設に阪神大震災以降途絶えた水景を復活させる工事であり、地元住民から長年要望を受けていたものである。工事に先立ち、地元自治会に工期等を説明しており、また、工事場所が商業施設に隣接しているため、人通りの少ない冬場が工事適期でもあることから、本工事は早急に契約する必要がある。以上のことにより、再度入札にかかる時間的猶予がない。 また、入札参加業者に随意契約の打診をしたが断られたため、市内に本社があり、本工事を設計するにあたり参考見積を提出していた上記業者に打診したところ合意が得られた。上記業者は下水道工事等の実績が多数あり、安全、円滑、迅速かつ確実な施工が期待できるため、上記業者を契約の相手方とする。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局北建設事務所公園緑地係 <div style="text-align: right;">(電話番号 981-5162)</div>